

期 間	平成 29 年 5 月 11 日（木）～平成 30 年 3 月 8 日（木）
日 程	毎週木曜日の全 40 回 午後 6 時 30 分～ 8 時 30 分（1 回の講習は 2 時間） 5 月 4 日、8 月 10 日、11 月 23 日、12 月 28 日、平成 30 年 1 月 4 日は 休講
会 場	開成町福祉会館 3 階団体利用コーナー （開成町吉田島 1043-1 開成駅より徒歩 15 分 駐車場あり）
対 象 者	・松田町に在住されている方で、手話に興味があり、今まで手話の学習経験がない 18 歳以上の方 ・全 40 回の講習のうち、36 回以上受講が可能な方
内 容	国の手話奉仕員養成カリキュラムによる講座と実技 聴覚障がい者の基礎知識／手話の基礎知識 聴覚障がい者の生活／障がい者の基礎／聴覚障がい者の活動 聴覚障がい者制度について／ボランティアについて など
定 員	松田町募集人数は 2～3 人 （足柄上地域の定員は 20 人。定員を超えた場合は抽選）
費 用	無料（テキスト代 3,240 円のみ自己負担）
申し込み	4 月 21 日（金）までに、福祉課 福祉推進係へ。 電話または、FAX でお申込みください。 ☎（83）1226 FAX（44）4685

手話を身に付けて、
自分の世界を広げませんか。

募 集

手話を学ぼう！ 手話で話そう！

手話奉仕員養成講座の 受講者を募集します

4月21日(金)
締め切り
定員制



（また）
あかいしきしょう
あつがう

手話は聴覚障がいの方の言語であり、社会参加するためには欠かせないコミュニケーションの手段です。

足柄上地域 1 市 5 町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）では、聴覚障がいの方の生活や関連する福祉制度などについての理解を深めるとともに、手話で日常会話ができる程度の手話奉仕員を養成することを目的に

来月から合同で「手話奉仕員養成講座」を開催します。
手話を初めて学ぶ方を対象に、約 10 か月間かけて手話の基本を学び、終了後には手話で日常会話ができるようになることを目指す講座です。
どなたでも楽しく学べますので、ぜひご参加ください。
【問い合わせ】福祉課
福祉推進係
☎（83）1226

みんなでつくろう 自治基本条例!!

【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎（83）1222



1 月 19 日に役場内で開催した
第 8 回審議会の様子

昨年 12 月から今年 2 月にかけて、3 回の松田町自治基本条例（仮称）審議会を開催しました。
条例前文の内容が決まり、いよいよ条文の構成を検討する段階に入りました。

○条例前文の概要

先人より脈々と受け継がれてきた町が有する自然や歴史・文化を礎とし、現状の課題を深く認識の上、これらの良さを次世代に引き継ぐためには何が必要かを今一度考え、まちづくりの参加者が語り合い、手を取り合うことの重要性を呼びかけていく。

○条例に盛り込むべき事項

- 1 条例制定上、必須部分として明記すべき事項（広く意見を聴取する方法など）
- 2 「未来につなぐ町づくり」に必要な観点（子どもや高齢者の町政への参加機会の増大）に関する事項

今後の審議会では、この 2 事項の内容について、更に議論を深めていきます。

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項により、町の住民基本台帳が閲覧された場合は、その閲覧の状況を公表することが町に義務付けられています。

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに閲覧されたのは 3 回でしたので、その状況をお知らせします。

【問い合わせ】
町民課 窓口サービス係
☎（83）1225

平成28年度の閲覧状況

（平成28年 4 月 1 日～平成29年 3 月31日）

神奈川県松田警察署
平成28年5月25日

利用目的 犯罪予防
閲覧内容 松田町の一部

自衛隊神奈川地方協力本部
小田原地域事務所
平成28年6月7日

利用目的 自衛官・自衛官候補生・防衛大学校など
学生募集
閲覧内容 松田町全域

神奈川県小田原保健福祉事務所
足柄上センター
平成28年10月12日

利用目的 ひとり親世帯など調査実施
閲覧内容 松田町松田惣領の一部

